

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月から同年7月までの期間及び48年10月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年5月から同年7月まで
② 昭和46年9月から50年3月まで

昭和46年8月に会社を退職して、同年11月に店を開いた。数箇月後に子供が病気になり、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、保険料額が多額だったので、帰宅後、妻の貯金を下ろして市役所に行って納付した。翌月からは集金人に納付したのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳には、昭和40年1月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより同年1月から44年3月までの国民年金保険料を51年1月19日に還付した記録が確認できる。

しかしながら、申立人は昭和41年5月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同資格を再取得していることから、申立期間①の国民年金保険料については、国民年金の強制加入期間に相当し保険料を還付する理由は見当たらない。

また、前述のとおり、申立期間①を除く昭和40年1月から41年4月までの期間及び同年8月から44年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから、納付済保険料に係る還付手続は不自然な処理ではないが、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について（昭和40年6月7日付け庁文発第4542号都道府県民生主管部（局）国民年金課（部）長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）」に基づき、社会保険庁（当時）では、還付金等がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきと

されている保険料があるときは、還付に代えて、還付金等をその保険料に充当することとしている。

このことから、申立期間②については、還付処理を行った昭和 51 年 1 月時点で、上記の取扱いにより、未納であった申立期間②のうち、還付金等に相当する額の保険料を、48 年 10 月から 49 年 6 月までの期間の保険料に充当すべきであったと考えられ、当該期間については、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立人は、昭和 46 年 11 月に店を開いた数箇月後（昭和 47 年 2 月ごろ）に子供が病気になったのでさかのぼって国民健康保険に加入すると同時に、国民年金にも加入し、国民健康保険料と夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて市役所で納付し、翌月から集金人に納付したと主張しているが、一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、50 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒に集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 40 年 1 月 15 日の資格喪失を 51 年 1 月に追加処理した記載があることから、申立人が主張する時期に国民年金の種別変更の届出は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 5 月から同年 7 月までの期間及び 48 年 10 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和52年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和51年7月にC事業所にD業務従事者として採用され、52年4月1日から同年6月30日までの間、A事業所に勤務を命ぜられ、勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所は、昭和51年度及び52年度の2年間について、A事業所にD業務従事者を3か月交代で派遣しているところ、申立人に係るC事業所の人事記録及びA事業所の採用通知書等から、申立人は、申立期間においてA事業所にD業務従事者として勤務していたことが認められる。

また、申立人の後任のD業務従事者3人については、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、職種は不明であるものの、申立人の勤務開始時期と同時期にA事業所で厚生年金保険被保険者資格を得ている14人のうち10人は、申立人と同様に勤務期間が3か月と短期間の勤務であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の後任者の標準報酬月額の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人について厚生年金保険の資格取得手続きを行い、申立人の給与から保険料を控除し、かつ、事業主負担分と合わせて、納期内に保険料を納付したと主張しているが、事業主は資格取得届等の関連資料を有しておらず、また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠落が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月28日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月1日から63年7月1日まで
② 平成元年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和61年3月1日から平成6年2月28日まで継続して、B社の関連事業所であるC市にある事業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険被保被者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社及びその関連事業所に勤務していた役員や同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社が経営するC市にある事業所に継続して勤務（平成元年3月1日に、A社から関連会社であるB社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和61年3月1日から63年4月1日までの期間については、B社及びその関連事業所に勤務していた役員や同僚の証言から、勤務の開始時期が明確ではないものの、申立人はD社が経営するC市にある事業所に勤務していたことが推認され、また、申立期間①のうち63年4月1日から同年7月1日までの期間については、B社及びその関連事業所に勤務していた役員や同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人はA社が経営するC市にある事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、D社は、厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない上、同事業所は既に廃業しており、関連資料も確認できないことから、厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

また、A社は、昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年4月1日から同年7月1日までは適用事業所であったことが確認できない上、同事業所は既に適用事業所でなくなっており、関連資料も確認できないことから、厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月1日から10年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月1日から10年1月31日まで
② 平成10年1月31日から11年7月10日まで

私の平成8年7月1日から10年1月31日までのA社での標準報酬月額の記録が、私の給与と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、平成10年1月31日から11年7月9日までA社で勤務を継続していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年1月31日の後の同年2月3日付けで、申立人を含む十数人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は8年7月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時の複数の同僚は「申立人は、社会保険事務は担当しておらず、従業員の報酬額や社会保険の適用は社長が決定しており、社長以外の者は関わっていない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、当該期間について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿に記載された所在地には同社が無く、当時の事業主及び役員は、所在不明などにより連絡が取れない上、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除について承知していないため、保険料控除に係る証言及び関連資料等を得ることができない。

また、オンライン記録から、終期は確認できないものの、申立人は厚生年金保険の資格喪失日である平成10年1月31日から任意継続健康保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該期間のうち11年4月13日以降は、当時、申立人の居住地であったB市役所は、申立人が国民健康保険に加入していたと回答している。

このほか申立人の申立期間②について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、同年 9 月は 2 万 2,000 円、同年 11 月は 2 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和 38 年 9 月及び同年 11 月の上記訂正後の標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで

昭和 38 年 1 月から 41 年 12 月までの私の給与支払明細書の給与額と標準報酬月額を比べると、多くの月で給与額が標準報酬月額を上回っている。

年金事務所の記録が間違っていると思うので、実際の給与額に見合うように標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち昭和 38 年 9 月及び同年 11 月の給与について、その標準報酬月額は、オンライン記録ではそれぞれ 2 万円及び 2 万 2,000 円とされているが、給与支給明細表から同年 9 月の給与については報酬月額に

見合う 2 万 2,000 円、また同年 11 月の給与については厚生年金保険料の控除額に見合う 2 万 6,000 円であることが確認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 9 月及び同年 11 月を除く期間の給与については、申立人から提出のあった給与支給明細表により確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に参入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月30日から57年1月1日まで

私は、昭和56年1月12日から同年12月31日までA社が所有するB船に乗船していたが、申立期間について船員保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、船員手帳、給与明細書、給与支払報告書等により、申立人は、昭和56年1月12日から同年12月31日までA社が所有するB船に乗船し、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は年金事務所の当該月の前月の記録及び給与支払明細書の船員保険料の控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、これを確認する関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所（現在は、B 事業所）における資格取得日に係る記録を 58 年 8 月 1 日、当該期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで

A 事業所で賃金職員として勤務していた昭和 58 年 5 月 1 日から正職員になる 59 年 7 月 1 日までの期間は、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が提出した人事記録により、申立人が申立期間について、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B 事業所が提出した人事記録により、申立人の勤務条件は、昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 1 日までの期間は同一であり、A 事業所に勤務していた同僚の調査により、同事業所においては、賃金職員のすべてを採用後直ちに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれるものの、申立人と同時期に採用され、賃金職員として勤務していた同僚二人は、採用後 4 か月及び 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記 2 人の同僚と同様に採用されて 4 か月経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えられることから、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 58 年 8 月から 59 年 4 月までの期間の標準報酬月額については、上記の同僚のうち、申立人と同時期に採用された同僚の標準報酬月額の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は、「当時の厚生年金保険料の納付に関する資料は保管していないので不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認する関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までについては、B 事業所が提出した人事記録及び複数の同僚証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できるものの、複数の同僚のオンライン記録により、同事業所では、採用後数箇月してから従業員の厚生年金保険の手続を行っていた事情がうかがわれる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月まで

夫が、昭和 46 年 8 月に会社を退職して、同年 11 月に店を開いた。数箇月後に子供が病気になり、夫が国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、保険料額が多額だったので、帰宅後、私の貯金を下ろして市役所に行って納付した。翌月からは集金人に納付したのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和 46 年 11 月に店を開いた数箇月後（昭和 47 年 2 月ごろ）に、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付し、翌月からは集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、払出時点では申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に集金人に納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す資料（家計簿等）は無く、A 市では現年度保険料のみの取扱いであったとしているなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年8月25日まで
② 昭和26年2月1日から28年9月1日まで

申立期間①について、A社に勤務していたが、年金記録では脱退手当金を受給したことになる。会社から説明を受けてもいないし、請求した記憶も無いので記録を訂正してもらいたい。

申立期間②について、B社C営業所に勤務していたが、記録を確認できなかった。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の勤務状況に関する記憶は明瞭であることから、期間の特定はできないものの、申立人がB社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の人事担当者は、「申立期間当時、確かにC営業所は存在し

ていたが、同営業所は本社の直轄であったので、同営業所に勤務していた社員であれば、当時の職員名簿に氏名が記載されていたはずであるが、同名簿に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している上、申立人が一緒に勤務していたと主張する同僚も、当該期間については、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しておらず、当該同僚は既に死亡しているため、証言を得ることはできない。

また、当該期間に係るB社本社及び同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、このほか厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで

申立期間にA社B出張所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に厚生年金保険料を給与から天引きされていたと、生前に夫から聞いているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社B出張所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社B出張所は既に適用事業所ではなくなっており、関連資料を得ることができない上、同社の本社や申立期間に同出張所に勤務していた同僚からは、申立人の勤務実態を裏付ける証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

また、A社B出張所は、昭和 23 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入していることから、申立期間のうち 22 年 6 月 1 日から 23 年 10 月 1 日までのについては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中には、昭和 23 年 10 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までの厚生年金保険資格取得者の中に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号にも欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで
② 平成元年 12 月 1 日から 3 年 2 月 1 日まで
③ 平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、期間については明確でないものの、申立人がA社に勤務していたことは、A社D店に勤務していた同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除については不明と回答している。

また、申立人が申立期間にA社D店で申立人と同様にパートタイマーとして一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚1人及びアルバイトの同僚3人は、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時同じ勤務先だったとして名前を挙げた同僚のうち2人の同僚は、「研修生、パートタイマー等は、社会保険に加入していなかった。」と回答している

加えて、A社に係るオンライン記録には、申立期間に申立人の氏名が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、期間については明確でないものの、申立人がB社に勤務していたことは、同社に勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、B社は、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除については不明と回答している上、当時の経理担当者は、「申立人がパートタイマーとして勤務していたのであれば、申立期間当時のパートタイマーの社員については、厚生年金保険に加入していない人が多かったと思う。」と回答している。

また、申立人が申立期間にB社で一緒に勤務をしたとして名前を挙げたパートタイマーの同僚1人及び同僚が名前を挙げたパートタイマーの同僚3人は、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、B社に係るオンライン記録には、申立期間に申立人の氏名が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、期間については明確でないものの、申立人がC社に勤務していたことは、C社E店に勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、C社は、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険の資格取得及び給与からの保険料の控除については不明と回答している上、「社会保険の資格取得・喪失届については永久保存しているが、申立人の申立期間における同届の記録は無い。」と回答している。

また、申立人が申立期間にC社E店で申立人と同様パートタイマーとして一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚2人は、申立期間に申立事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、同時期に勤務した同僚は、「パートタイマー、F業務の人は、社会保険に加入していなかった。」旨回答している。

加えて、C社に係るオンライン記録には、申立期間に申立人の氏名が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立期間の私の厚生年金保険被保険者資格は、脱退手当金の支給により消滅している。しかし、私は、脱退手当金の支給請求を行っておらず、また、脱退手当金の支給決定日とされている昭和 45 年 3 月 20 日は、私はA国への航海途上にあり、脱退手当金を受け取ることはできず、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年3月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
年金記録では、申立期間について標準報酬月額が 26 万円に減額しているが、実際の給与に減額は無かったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）における申立期間の標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、B社は、「賃金台帳の保存期間を過ぎたため、破棄している。」と回答しているため、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、申立期間当時、A社が加入していたC厚生年金基金を引き継いでいる企業年金連合会が保管する申立人に係る資格記録によると、申立期間の標準報酬月額は 26 万円となっており、オンライン記録とも一致していることが確認でき、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。